

伊那中央病院訪問看護事業運営規則

平成 27 年 10 月 1 日

規則第 4 号

改正 令和 4 年 2 月 15 日 規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊那中央病院訪問看護事業に関する条例(平成 27 年伊那中央行政組合条例第 2 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、訪問看護事業の運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問看護事業 条例第 1 条に規定する指定訪問看護事業、指定居宅サービス訪問看護事業及び指定介護予防サービス訪問看護事業をいう。
- (2) 指定訪問看護 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)又は健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)及び条例の規定に基づき行われる指定訪問看護をいう。
- (3) 指定居宅サービス訪問看護等 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 指定居宅サービス訪問看護(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)及び条例の規定に基づき行われる訪問看護をいう。以下同じ。)
  - イ 指定介護予防サービス訪問看護(介護保険法及び条例の規定に基づき行われる介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)

(事業の目的)

第 3 条 伊那中央病院が設置する伊那中央病院訪問看護ステーション (以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

- 第 4 条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう支援する。
- 2 ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健福祉事務所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスを提供するものとする。

(職員)

第5条 ステーションに管理者、看護職員及びその他必要な職員を置く。

(職務)

第6条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、ステーションの業務を統括する。
- (2) 看護職員は、この規則に定めるところにより訪問看護を行う。
- (3) その他の職員は、前2号以外の必要な職務を行う。

(開業時間及び休業日)

第7条 ステーションの開業時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、主治医の指示、居宅サービス計画その他特殊の事情があるものについては、休日又は開業時間外であっても訪問看護事業を行う。

- (1) 開業時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 休業日 伊那中央行政組合の休日を定める条例(平成5年条例第1号)第1条第1項各号に掲げる日

(訪問看護の提供)

第8条 指定訪問看護の提供方法は、主治医が発行する訪問看護指示書に基づき看護職員が作成する訪問看護計画書によるものとする。

- 2 指定居宅サービス訪問看護等の提供方法は、主治医が発行する訪問看護指示書及び介護支援専門員(介護保険法第7条第5項に規定する者をいう。以下同じ。)が作成する居宅介護サービス計画書又は介護予防サービス・支援計画表に基づき看護職員が作成する訪問看護計画書によるものとする。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護事業において行う看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 緩和ケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用申込み)

第10条 指定訪問看護を受けようとする者は、伊那中央病院訪問看護ステーション利用申

込書(様式第1号)及び個人情報利用同意書(様式第2号)に主治医が発行する訪問看護指示書を添えて組合長に申し込まなければならない。

- 2 指定居宅サービス訪問看護等を受けようとする者は、前項の申込書及び同意書に介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画書又は介護予防サービス・支援計画書を添えて組合長に申し込まなければならない。
- 3 組合長は、前2項の申込みがあったときは、内容を審査し、訪問看護ステーションの利用の可否を決定したときは、伊那中央病院訪問看護ステーション利用決定・却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(料金)

第11条 条例第5条第2項に規定する組合長が規則で定める方法は、別表の左欄に掲げる種別による利用の方法とし、同項に規定する規則で定める額は、同欄に掲げる方法の区分に応じ同表の右欄に掲げる金額とする。

(看護職員証の携帯)

第12条 看護職員は、訪問看護事業を行うときは、伊那中央病院訪問看護ステーション職員証(様式第4号)を常時携帯し、関係者から請求のあった場合は、これを提示しなければならない。

(緊急時における対応)

第13条 看護職員は、訪問看護中に利用者の病状に急変その他緊急の事態が生じたときは、直ちに主治医に連絡し、その指示に従い必要な処置を講じ、主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送措置等の必要な処置を講じなければならない。

- 2 看護職員は、前項の処置を講じた場合は、主治医及び管理者に速やかに報告しなければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表(第11条関係)

種	別	金 額
交通費 (事業所実施地区外)		1 k m 当たり 37 円 (税込)
死後の処置料 (材料費含む)		8,250 円 (税込)
日常生活上必要な物品及び保険適用外の衛生材料		実費

様式第1号(第10条関係)

伊那中央病院訪問看護ステーション利用申込書

年 月 日

(宛先) 伊那中央行政組合  
組合長

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

指定訪問看護事業  
下記のとおり 指定居宅サービス訪問看護事業 を受けたいので申し込みます。  
指定介護予防サービス訪問看護事業

利用者	住 所		性 別	男・女
	氏 名		年 齢	
	生年月日		電話番号	
主たる 介護者	住 所		電話番号	
	氏 名		続 柄	
困っている内容				
家族の背景				
希望する看護の内容		(1) 病状・障害の観察 (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 (3) 食事及び排泄等日常生活の世話 (4) 床ずれの予防・処置 (5) リハビリテーション (6) 緩和ケア (7) 認知症患者の看護 (8) 療養生活や介護方法の指導 (9) カテーテル等の管理 (10) その他医師の指示による医療処置		
希望訪問回数		回 / 週 (週3回まで)		
そ の 他				

※希望する訪問看護事業に○をしてください。

様式第2号(第10条関係)

個人情報利用同意書

年 月 日

(宛先) 伊那中央行政組合  
組合長

利用者 住所  
氏名 印  
電話番号

私(利用者及びその家族)は、下記記載の内容で、事業者が個人情報を必要最低限の範囲内で使用、提供することに同意します。

利用者の代理人 (利用者家族)	住 所	(郵便番号 - )		
	氏 名	印	続柄	
情報を利用する 範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問看護事業を円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議に必要となる場合</li> <li>・ 院内の患者担当者カンファレンスに必要となる場合</li> <li>・ 介護支援専門員と介護サービス事業者との連携・調整に必要となる場合</li> <li>・ 利用者が在住する市町村の担当者との連絡・調整時に必要となる場合</li> <li>・ 利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合</li> <li>・ 利用者の心身の状況などを家族に説明する場合</li> <li>・ 介護保険事務に関する情報提供の場合</li> </ul>			
利用期間	訪問看護事業の訪問契約期間に準ずる。			
利用条件	個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供に関わる目的以外には利用しません。 また、契約期間外においても第三者に漏らしません。			

様式第3号(第10条関係)

伊那中央病院訪問看護ステーション利用決定・却下通知書

年 月 日

様

伊那中央行政組合  
組合長

年 月 日付けで申し込みのありました伊那中央病院訪問看護ステーションの利用につきましては、下記のとおり決定・却下しましたので通知します。

記

利用者	住 所	
	氏 名	
利用開始年月日		
却 下 理 由		
備 考		

様式第4号(第12条関係)

(表)

<b>伊那中央病院訪問看護ステーション職員証</b>	
写 真	氏名
<p>上記の者は、指定訪問看護事業・指定居宅サービス 訪問看護事業・指定介護予防サービス訪問看護事業 に従事する看護職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p>	

(裏)

<ol style="list-style-type: none"><li>1 本証は、指定訪問看護事業、指定居宅サービス訪問看護事業及び指定介護予防サービス訪問看護事業に従事する場合には、必ず携帯しなければならない。</li><li>2 本証は、関係者から請求があった場合には、いつでもこれを提示しなければならない。</li><li>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li><li>4 本証の有効期限は、 年 月 日までとする。</li><li>5 本証の有効期限が満了したとき又は訪問看護職員の身分を喪失したときは、速やかに本証を組合長に返還しなければならない。</li></ol>
---